



2020年8月 NO.8
合同会社 I アンド S
福岡市中央区大名2-10-2B503
Tel092-791-1498 Fax092-791-1641

あなたのクレカ大丈夫？番号盗用レジバイト詐欺容疑で逮捕

クレジットカードの番号などの情報を盗まれ、知らない間に不正に使われる被害が急増している。2019年の被害額は約220億円で14年の3倍以上に達した。店舗での決済時に受け取ったカードを店員が盗み見たり、インターネット上の闇サイト（ダークウェブ）に流れた情報を悪用したりする手口が横行している。ネット販売などキャッシュレス決済が広がる中、決定的な対抗策は打ち出されていない。

警視庁は、他人のカード情報を使って航空券を購入したとして、中国籍の高校2年の男子生徒（17）＝横浜市＝を電子計算機使用詐欺容疑で逮捕した。生徒は同市内のスーパーでレジ担当のアルバイトをしていた際、差し出された客のカードの有効期限やセキュリティコードを覚えてメモ帳に書き写していた。カード番号は売上伝票から把握したという。捜査関係者によると、複数のアルバイト先で90人以上のカード情報を得ていたとみられる。

カード情報があれば暗証番号なしで買い物をすることが可能で、生徒は交通権などを購入し、東京ディズニーランドやユニバーサル・スタジオ・ジャパンに遊びに行っていた。ホテル代やタクシー代も合わせた被害額は、1000万円を超えるとみられている。

実物のカードを盗み見る単純な手口だけでなく、盗まれたカード情報がネット上で取引されていることも明らかになってきた。情報セキュリティ会社「S&J」のM社長は「（匿名化ソフトを使って閲覧する）ダークウェブ上でカード情報が売買されている」と指摘する。カード1枚の情報が35ドル程度で売買され、決済には匿名性が高い仮想通貨が使われる。カード利用残高が多いと100ドル近くに値上がりするという。M社長は「カード情報さえ分かればネット決済ができる。低リスクで手っ取り早い」と説明する。

政府は18年6月に施行した改正割賦販売法で、店舗にカード情報を適切に管理することを求め、オンライン決済での成りすましを防ぐための対策導入を義務付けた。業界側も利用者に自分でカードを差し込む決済端末がある店を利用することや、支払い時にカードから目を離さないことを呼び掛けているが被害に追い付いていない。

日本クレジット協会は

「利用明細を必ず確認し、

身に覚えのない請求があればカード会社に連絡してほしい」

と呼び掛けている。



コロナに負けず 風にも負けず 雨にも負けず
夏の暑さにも負けず 乗り切ってまいりましょう

ネット中傷 相談窓口設置

ヤフーなどインターネット企業でつくる「セーフティーインターネット協会」は、ネット上の書き込みによる中傷被害対策の窓口を設置し、相談受け付けを始めた。被害者や保護者などからの相談に応じて内容を確認。悪質な投稿については会員制交流サイト（SNS）事業者や掲示板の運営者に削除を依頼し、被害者の救済を図る。

同協会のホームページに開設された「誹謗（ひぼう）中傷ホットライン」に、中傷を受けたSNSや投稿のURLなどを氏名やメールアドレスとともに記入して送信する。該当する書き込みについて、協会の担当者が「個人を特定可能かどうか」「個人の評価を低下させているかどうか」といった基準に沿って、表現の自由との兼ね合いから削除の是非を判断する。

誹謗中傷に当たると判断した場合は、事業者には削除を依頼する。ただ、実際に削除するかどうかは各事業者が利用規約などに基づいて決まる。事業者にとっても削除判断は難しく、また投稿者の情報開示を被害者から求められる場合もあるため事業者からの相談に応じる窓口も設置する方針。

違法サイト 初の停止命令

政府の個人情報保護委員会は、破産した人の個人情報を本人の同意を得ずに違法にインターネットの情報サイトで公開しているとして、法律に基づき2つの事業者に対し、サイトの運営停止を求める命令を出しました。委員会が命令を出すのは今回が初めてです。

個人情報保護委員会によりますと、2つの事業者は破産した人の名前や住所などの個人情報を本人の同意を得ずにインターネット上で運営する情報サイトに掲載しているということです。

個人情報保護法では個人情報を取得して第三者に提供する場合は本人の同意を得なければならないと定められていることから、委員会は事業者の行為は違法だとして、サイトの運営停止を求める命令を出しました。委員会が命令を出すのは今回が初めてです。

委員会では事業者と連絡を取ることができないことから、所在を特定できないまま、これまで法律に基づく勧告の手続きを行ってきましたが、必要な措置が講じられなかったため、命令を出すことにしたということです。

あおり運転罪施行

あおり運転罪（妨害運転罪）を規定した改正道路交通法が施行された。施行により、乱暴な追い越しや後続車を妨害する不必要な急ブレーキなどの10項目（右記参照）の違反行為をした場合は即免許取り消しとなる。

「もし自分が巻き込まれそうになったら、安全なパーキングエリアなどに行き、110番してほしい」と高速隊は呼び掛けている。

- 1 通行区分違反
- 2 急ブレーキ禁止違反
- 3 車間距離不支持
- 4 進路変更禁止違反
- 5 追い越し違反
- 6 減光等義務違反
- 7 警音器使用制限違反
- 8 安全運転義務違反
- 9 最低速度違反
- 10 高速自動車国道駐車違反